

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	株式会社S J I
【英訳名】	S J I I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 劉 天泉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目12番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である劉天泉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社および持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社、連結子会社、持分法適用関連会社の合計8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社10社および持分法適用会社25社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度計画の連結売上高の概ね2/3に達している当社および連結子会社4社を「重要な事業拠点」に選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社および海外連結子会社である恒星信息（香港）有限公司は、平成27年3月期決算の過程において、過年度取引の一部について不適切な取引に因る不適切な会計処理が判明し、第22期から第25期までの有価証券報告書、第22期第2四半期から第26期第2四半期までの四半期報告書、および第22期から第25期までの内部統制報告書を訂正いたしました。

これは、国内および海外におけるハードウェア取引が実際は資金融通であったこと、恒星信息（香港）有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていたこと、会計上の見積りの客観的な実施過程に不備があったことが確認されたためであります。

これらは、当時の社長が内部統制を無効化させたこと、および当社の海外連結子会社に対するガバナンスの実効的な運用が不十分なことに起因するものと認識しております。

以上の本件に係る内部統制の不備の特定がなされたのは当事業年度第4四半期であり、是正策の検討を開始し一部実施に着手したものの、当事業年度末日までに是正措置の整備並びに運用が完了できなかったものであります。

また、海外連結子会社であるLiandi Clean Technology Inc.の業務処理統制の一部運用の不備、及び決算・財務報告プロセスにおいて運用上の不備が検出され、当事業年度末日までに是正措置は完了しておりません。

よって、当社の内部統制には、開示すべき重要な不備があると認識しております。

当社としては、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、以下の内部統制の運用強化に着手しております。

- (1) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- (2) 関連会社の管理体制の充実・強化
- (3) 財務経理部門の機能の充実・強化
- (4) 社用印章の管理体制の強化
- (5) 内部通報制度の有効・充実化
- (6) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化
- (7) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保
- (8) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保

なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、平成27年1月30日に設置した外部の専門家からなる社外委員会の助言・指導・検証の基で厳正に取り組んでおります。

4 【付記事項】

- (1) 当事業年度末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置。

当社では、「3 評価結果に関する事項」に記載した財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正措置として、内部統制報告書提出日までに以下の対応を行いました。なお、その他の是正策についても、規程改訂や業務改善策等の整備を実施し、運用準備中です。

社用印章の管理体制を強化し、運用を開始しております。

内部通報に社外通報窓口を設置し、内部通報制度を改善した運用を開始しております。

不適切な取引の発生防止のため、事業部門から独立した購買部を新設し、職務分離を強化した運用を開始しております。

- (2) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

平成27年6月29日開催の第26回定時株主総会において、当社の連結子会社であるLiandi Clean Technology Inc.の全株式の譲渡議案が可決承認されました。本株式譲渡により、同社は連結子会社では無くなったため、平成28年3月末日を事業年度末とする財務報告に係る内部統制の評価対象から除外されます。

5 【特記事項】

該当事項はありません。